

令和3年度第3回小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会 会議録

日 時 令和4年1月18日(火) 14時～16時50分
場 所 小山広域保健衛生組合クリーンセンター管理棟 2階 大会議室
出席委員 市村充章会長、雲井富雄副会長、津野田久江委員、亀岡康一委員、
戸倉重行委員、樫村正弘委員、鶴岡正顯委員、益子友幸委員、
伊藤俊之委員、森川忠洋委員
欠席委員 関良平委員、阪田和哉委員、尾林正人委員、田熊利光委員
関係者 (小山市) 赤羽環境課ごみ減量化係長
(下野市) 福田環境課主幹
(野木町) 柏崎生活環境課長補佐兼環境リサイクル係長
(小山広域保健衛生組合) 鹿久保総務課長
水野施設管理課長、杉山課長補佐兼管理係長
事務局 (小山広域保健衛生組合) 鍋倉建設政策課長、町田政策係長、
城間主査、角野主事、糸川主事

○次第

- 1 開会
- 2 議題

議題1 前回検討会で挙げた質問への回答について

- (1) 指定袋導入による家計費用負担額
- (2) 栃木市及び宇都宮市の指定ごみ袋導入
- (3) 家庭系指定袋導入によるごみ減量効果
- (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について
- (5) 禁忌品となっている紙類のリサイクル処理について

議題2 燃やすごみ減量化施策の取組状況と今後の方針について

議題3 小山広域保健衛生組合の燃やすごみ減量化施策の提言(案)について

議題4 指定袋制度実施スケジュール(案)について

- 3 その他
- 4 閉会

○検討会

議題1 前回検討会で挙げた質問への回答について

- (1) 指定袋導入による家計費用負担額
(会 長) それでは『(1) 指定袋導入による家計費用負担額』について事務局より
ご説明をお願いいたします。

- (事務局) [議題1 (1) について、別紙資料1 ページの説明。]
- (会長) ただいまの事務局の説明について、委員のみなさまからご質問などはございませんか。
- (委員) 今の説明の後半なのですが、[市販のごみ袋やスーパーのレジ袋を購入した場合の負担額の比較について] の表の2行目に、指定袋(45L)と書いてあるのですが、これは市販のごみ袋のことではないのですか。
- (事務局) この表は、市販のごみ袋と指定袋の比較の説明となっておりますので、ご指摘の部分は市販のごみ袋ではなく指定袋のことです。
- (委員) 表があつて指定袋としてありますけど、これは市販の袋の計算ではないのですか。
- (事務局) 市販のごみ袋は表の3行目になります。
- (委員) これは市販のごみ袋の値段を変えた結果の計算ではないですか。指定袋の計算というのは、[1人あたりの年間家計負担額について] のところでやっていますよね。540円って。それに対して市販のごみ袋はどうかというのが下の表ではないのですか。
- (事務局) 下の表はあくまで市販のごみ袋と指定袋の比較となりますので、100枚で計算しています。
- (委員) 1番上の540円というのは市販ではなく指定の袋のことですか。
- (事務局) そうです。
- (委員) 上では指定袋は年間36枚、下の表では年間100枚使用するということですけど。
- (事務局) 下の表はあくまで比較なので、比較しやすいように100枚としてあります。100枚としたときに指定袋の想定値段と、市販の袋でどれだけ違うのか、としています。上の欄はあくまで家計費用の負担額で、下の欄は比較のための表なので、わかりやすいように100枚としてあります。
- (委員) そうすると、この540円というものの意味がよくわからないのですが。
- (事務局) 上はあくまで1人あたりの費用負担となります。下はあくまで比較としての数字となります。
- (委員) 1世帯だと、だいたい3人くらいだからという計算ですか。
- (会長) 大体そういう意味でしょうね。
- (事務局) いえ、違います。あくまで下の欄は比較しやすいように100枚とただけです。例えば上の540円の計算方法だと、1世帯2.3人くらいで計算しなおしますと年間1,240円くらいになります。
- (委員) 540円の計算をしたのと同じやり方で市販の袋も計算すればよいのではないですか。結果的にはそう変わらないとは思うのですが。想定枚数は年間36枚のままでよいわけですよね。
- (会長) 確かにちょっと分かりにくいかもしれませんが、大体は分かりますかね。
- (事務局) 年間36枚だとすると、指定袋は年間540円、市販の袋は年間370円です。

- (委 員) ちょっと差があるくらいか、ほとんど差が無いですね。
- (委 員) 表の中で指定袋 30L というのがあるのですが、40L・45L の他に 30L も指定袋の選択肢としてあるということですか。
- (事務局) 下のほうに書いてありますけど、家庭から出るごみを削減し使用する袋を 45L から 30L とした場合、市販の袋と同じ負担となります、ということです。
- (委 員) 1 世帯あたりの負担がということですね。
- (会 長) そういう意味かなと。
- (委 員) 1 袋 45L で 5kg というのは一般的な重さになりますか。容積とかで決まると思うのですが。
- (事務局) 先進地とかで、いろいろ計算しているところがありますが、大体そのくらいで計算しています。
- (委 員) 袋の厚みが薄い物だと 2 枚重ねにしまったりして、それだと 1 回に 2 枚くらいの枚数で捨ててしまうのですが、厚みとかは他の自治体を参考にするなどして強度がある物を作るということでしょうか。
- (事務局) そのように想定しています。
- (委 員) 45L で計算しているのですが大きくないですか。うちの周りではみんな 30L を使用していますが。
- (会 長) 私が住んでいる所では、45L を使っている人が多いかなと。週 1 回出すと。だから両方あり得るのではないですか。
- (委 員) 皆さんは 45L 使っていますか。
- (委 員) 45L ですと、例えばキャンプとか山に行ったときに詰める、標準的な 1 泊 2 日くらいの量も入っていく。だから結構大きいと言えば大きい。だから一般的に 45L を何に使っているかという、ごみやっている人間からすると、そんなに使わないような気がします。大体今は世帯数が少なくなっているのでも 30L くらいで間に合ってくると思う。それと先ほど言われていた、薄いビニール袋の問題があります。指定袋でない場合は、今はまちまちの袋を使っているわけですよ、それで出されると、まず薄いのは破れます。そうすると飛散の原因となってしまう、ごみ置き場が汚くなってしまいます。指定袋についてこれから決めていかれると思うのですが、先ほど言われたように、それなりの強度で作っていかないと進歩に繋がらないと思います。
- (会 長) 指定袋だと相当に強い物を使っていますよね。
- (委 員) いろいろあるでしょうけど、一般に自由に買ってくると薄い物を買ってきてしまって、ちょっと締めたりすると破れてしまい、これは本当に散らばってしまう。なので、今言われたとおり、強度のある物を考えてもらいたい。大きさについては 30L・40L というのはちょうどよい大きさではないかと思います。

- (会 長) はい。そのようなことではありますが、本件はよろしいでしょうか。
- (委 員) 要するに結論としては、家計負担はそんなに変わらないという理解でよろしいですか。指定袋と市販の袋とを比較すると。
- (会 長) 費用としては同じくらいという話ですかね。
- (事務局) レジ袋と変わらないくらいで、市販の袋と比べると若干高いということになります。
- (会 長) 30Lを使うとほぼ同じくらい。
- (事務局) そうですね。
- (会 長) ということですね。強度についてはまた後ほど話す機会があるのかなと思いますけども。よろしいでしょうか。
- (委 員) はい。
- (会 長) 他に無いようでしたら次に参りたいと思うのですが、『(1) 指定袋導入による家計費用負担額』についてご理解いただいたということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。了承されたということにしたいと思います。それでは次の資料に進ませていただきます。

(2) 栃木市と宇都宮市の指定ごみ袋導入について

- (会 長) それでは『(2) 栃木市と宇都宮市の指定ごみ袋導入について』事務局よりご説明をお願いいたします。
- (事務局) [議題1 (2) について、別紙資料2 ページから5 ページの説明。]
- (会 長) ただいまの事務局の説明について、委員のみなさまからご質問などはございませんか。
- (委 員) 栃木市のデータについてなのですが、栃木市は燃やさないごみは専用袋ではなくて、普通の透明か半透明の袋という理解でよろしいですか。
- (事務局) そうです。
- (委 員) そうすると、平成8年と9年のデータを比較すると、燃やさないごみについて袋はそのままでも28%削減されている。そうすると燃やすごみは22%減ったというのは、必ずしも袋のせいではないというふうにも考えられる気がするのですが。
- (事務局) そうですね。細分化によって出し方が変わることによる出し控えなどもあったと思いますので、総合して見て、参考数値として22%減ったというように捉えたいと思います。
- (委 員) 必ずしも袋を変えたことによる成果とは読み取れないですね。
- (事務局) 100%ではないのですけれども、指定袋の導入によって「紙類を分けて出そう」というような話にはなりますので、分別を促す効果はあったのだと思います。
- (委 員) 今の話ですけど、結局指定袋をやっただけでなくて、同時に資源物の分別などをやっているわけですから。この表にもその結果が表れていて、ペッ

トボトルと紙類は従来燃やすごみだった物ですよね。

(事務局)

はい。

(委員)

それがこちに入っているんで、その分が燃やすごみから減っているわけですね。それと燃やさないごみも同じ理由で減っていると。だから、ほとんどこれらの効果で減っているように見えるのですよね。そうすると指定ごみ袋ってというのが、実際どれくらい効果があったかというのが読み取れないのですけど。この分別の啓発に寄与したと。少なくとも指定袋を導入したことによるものとは言えないですよね。

(事務局)

なので100%指定袋の効果ではないと思いますが。

(委員)

いや100%ではなくて、資源物の分別の分が減っていますから、これはもう分別の効果だと思うのですけれども。

(事務局)

その分別を促す効果が指定袋には多かれ少なかれあったのかなと。

(委員)

そこに指定袋が寄与したかどうかという話ですよね。

(事務局)

今回の資料のほうには添付していないのですが、袋導入後の効果について、当時の広報に掲載されておりまして、そこには「袋の導入により分け方が分かりやすくなった」とか「近所の人たちと分け方を話し合うようになった」などの意見が掲載されておりました。その部分については後ほど参考資料としてお渡しすることも可能です。

(事務局)

栃木市のほうに確認して、導入時期が古くデータがすぐには出てこないという中で、それを探る中で、広報誌などにあった資料を載せて、推測ということになるのだと思うのですけど、実際のその結果がこれだよということ、一部それを導入したことによって、市民の方からの意見もあって、分別をすること、指定袋によって、それが明確になってきたというお話があったというところで、あくまでもこれは栃木市からの回答がなくて、事務局で分析した結果、あくまで参考として載せさせていただいたと、いうご理解をいただければというふうにお願いしたいのですが。

(会長)

はっきりはしないけれど、というところですかね。

(委員)

今分別を開始されて、22%くらい減ったというふうな話があったのですが、先月水戸市の廃棄物対策課に伺ったときに、打ち合わせのテーブルの上にあったのですが、水戸市は細分をやったことによって、11%くらい減量化が進んだというふうな広報誌があったのですよね。だから、この栃木市に関しても、有料化によってある程度は貢献したとは思っているのですけども、やはり細分別のほうに貢献しているのではないかなと思う。こういう物を見ると、水戸市が再分別によって11%減量したということなので、再分別の方が、効果が大きいのではないかなと。この栃木市の資料だと、有料化っていうのは貢献しているのしょうけども、ほんの僅かだなという気がしないでもない。

(委員)

今の話でもそうですけど、栃木市の場合は、資源ごみの分別化っていうの

も一緒にやったのですよ。それと同時に指定袋をやっているから、相乗効果もあったかもしれません。ただ、小山広域はどうかと考えると、既に資源物の分別は全部やっているので、指定袋だけの導入になりますから。それで果たして、意識を高める効果が栃木市みたいに出るのか、と思うのですよね。だからそこは注意しないといけないと思う。

(会 長) 減量した理由というのは多様な原因があるということなのですかね。
(委 員) 多分その指定袋も寄与したかもしれませんが、資源ごみを分別した効果が大きい。この水戸市の例も一緒。

(会 長) 水戸の場合の11%、これは全体ですか。

(委 員) グラフに燃えるごみと書いてあります。

(会 長) であれば、栃木市の22%と水戸市の11%ということですね。比較すると。それであれば、差の11%というのは有料化の効果、ということになっちゃいますよね。半分くらい寄与しているかもしれない。

(委 員) ただ水戸市は既に有料化していますからね。

(会 長) そうなのですね。であると、効果は判然としないけれども、あることはありそうだという気はしますね。

(委 員) 今我々はペットボトルと空きカン・空きビンについてはコンテナに分別して入れていますよね。それで、栃木市はペットボトルと空きカン・空きビンの専用袋を使っているわけですけども、これね、常にルール違反があるわけですよ。コンテナに入れても缶詰のカンなどの違反ごみが入れてあったりする。栃木市は袋に入れた物を破いて、それを処理場で分別しているのですか。現状、我々の物は下野のリサイクルセンターに行くわけですよ。ペットボトルとか。これはコンテナに入れてあった場合、違反ごみが一目瞭然で分かるのですが、栃木市は袋を破いて違反ごみを分別しているわけですか。これは処理場側からしたら大変な作業だと思いますが。

(事務局) 小山広域の場合なのですけれども、不燃資源は基本的に飲料用のビン・カンしかやっていません。それはコンテナで収集しているわけですけども、食べ物用のビン・カンとかは、不燃ごみとして袋に入れて出していただいて、それを開けて選別しているような感じですね。今はそういう形で不適物があれば、処理場じゃない所で処理するような形で今動かしています。

(委 員) そうじゃなくて、ペットボトルや空きカン・空きビンの指定袋をやることによって作業が増えるということでしょう。処理場で、いちいち袋を破って。それに今度その破った袋はまたごみになるわけだから。

(事務局) そうですね。

(委 員) 汚れたごみになるわけだから。ビニール。それは有料の袋をわざわざ買って、ごみ作っているのですよ。私の個人的な考えではあるのですが。今の小山市等でやっている、コンテナに入れて集めていますよね。そうすると上から見ると一目瞭然で、ルール違反がわかるわけ。取り除いて缶詰のカ

ンは次の危険物の日に出すわけ。誰かが。ボランティアかもしれないし、環境委員かが持っていくわけ。なるべく現地の処理場に負担をかけないようにするわけ。大変なのですよ。ごみ収集の人たちは。腹立っていろいろがやってくれている。これをやられたらね、処理業者は余計大変だと思うよ。

(委 員)

小山広域は今やっているコンテナ方式を変えるわけじゃないのですよね。それはそのまま。

(事務局)

あくまで今現在は燃えるごみ指定袋だけを予定しています。

(委 員)

あと雑誌をね、資源物に栃木市はなっているけど、別紙資料の最後のページに出てくる表では禁忌品になっている。現状では雑誌は資源物として出していますよね。

(委 員)

雑誌は雑紙と同じですね。資源物。

(委 員)

表で資源物として出せないって書いてあるのは。

(事務局)

これは、雑誌、カタログに「付随したサンプル類」のことで、シャンプーとかそういったサンプルが付いていた場合は外してください。ということになります。

(委 員)

そうすると、句点の打ち方がわかりにくい。

(事務局)

ちょっとこれは古紙再生促進センターのほうで作成している表で、うちのほうではないのですが、すいません。

(委 員)

これだと雑誌もダメということになってしまうからね。

(事務局)

雑誌についている付録とかそういう物を言っています。

(委 員)

了解です。

(委 員)

ついでにここにいう新聞折り込みチラシというのは。

(事務局)

それは新聞紙のほうに出していただいているので、そっちはそっちの別のリサイクルをしています。

(委 員)

禁忌品ではないですよね。

(事務局)

そうです。禁忌品としているのはチラシや雑誌の付録になります。

(会 長)

よろしいですか。それでは『(2) 栃木市と宇都宮市の指定ごみ袋導入について』一応のご理解を得られたということでよろしいでしょうか。では、了解されたということでまとめたいと思います。

(3) 家庭系ごみ指定袋の減量効果

(会 長)

それでは『(3) 家庭系ごみ指定袋の減量効果』について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

[議題1 (3) について、別紙資料6 ページから7 ページの説明。]

(会 長)

ただいまの事務局の説明について、委員のみなさまからご質問などはございませんか。

(委 員)

これを見る限り、ごみ袋の価格帯で極めて強い減量の相関効果があったということになるわけですね。

- (事務局) そうです。
- (委員) 単純にこんなに違うものなのですかね、これ。
- (事務局) そうですね。料金が上がっていくと効果が高くなるという結果でありますので、料金が上がるほど、強い減量効果があるという形になります。
- (委員) 正直なところ、今の説明は都合のいい解釈じゃないかなと思ってしまうのですが。差額があるから他の要因も考慮したはずだ、というわけでしょう。
- (事務局) そうです。
- (委員) だけどそれは裏付けがありませんよね。それでね、このレポートというのが前から問題になっているのは、不法投棄とか不法ごみ出しの部分を見逃しているのですよ。でね、この値段が上がるほど、減量化が大きいというのは、実は不法投棄が増えているのかもしれない。それが評価されていないのですよ。だからこのグラフだけ持ってきて、袋代を高くするほど減るのだっていうのは、ちょっとそれは言いすぎじゃないのかなと思う。
- (事務局) 併せて不法投棄対策は、今後やって行くにあたって考えいかななくてはならない問題なのですが。今回は推測になってしまうのですが、単純に料金が上がれば効果があったのかなと。
- (委員) いや、そういうふうに解釈したいのは分かるのですが。それとね、このデータを取った時期というのは2000年でしょう。レジ袋が無料で貰える頃ですよ。だから指定袋を有料化すると、どうしても減らさなきゃならないから、それなりの努力をするわけですよ。ただ、今はレジ袋も有料化されたので、ごみ出すためにみんな袋を買って出しているわけですよ。そうすると今の状態で、指定袋を市販の価格で出しても、はたしてごみ減量化の動機付けになるかどうかっていうのはありますよね。要するにどういう結果がでるかとか、ちょっと情勢が違うのかなと。それと気になっているのが不法投棄。
- (事務局) 不法投棄に関しては監視パトロールとかいう形でやっていきますので。
- (委員) このデータにおいては多分、不法投棄の量を調べるのは大変なのでやっていないのですよ。だからその分が無視されちゃっている。見かけ上不法投棄っていうのは減量化しているように見えてしまうのですよ。そういう問題があると思います。
- (委員) 今のことにちょっと関係するのですが、このデータの中の処分ごみの中に粗大ごみが入っているのですが、なんで袋の話に粗大ごみが入っているのかなって、合計量の中に粗大ごみも含めなきゃならないのかというのと、粗大ごみですから、ほんのちょっとでも不法投棄で減っちゃうと、かなり量が減ってしまうのだと思うのですよ。なんとなく作弄的なデータのような気がしてしまっていて仕方がないのですが。
- (会長) 減量化っていうと、不法投棄ということはあまり大きく考えていいのかなとか。

- (委 員) なぜ粗大ごみ、袋の話で粗大ごみの量をそこに含めないといけないのかという問題。
- (委 員) 可燃ごみだけでやればいいのにね。
- (委 員) そう。効果が増えたということになってしまっているのが作弄的なものを感じるのですよ。そうするとその作弄的なデータっていうのは何かっていうと、粗大ごみの不法投棄なのかなって。みなさんそうだと思うんですけど、ごみの袋の値段が変わったからといって、ごみの量は多分そんなに変わらないと思うのですね。どう出すか、だけの問題なのですよ。燃やすごみとして出すのかりサイクルとして回すのか。全体の量というのは多分そんなに変わらないと思うのですよ。今の生活をしている限り。そういうこと考えると、こういうふうにきれいになるのかっていうのは不思議でしようがない。理想ですけどね。こうなるべきという。
- (会 長) これは10円～20円台というのは、非常にガクって減っているわけではなく少ないですよ。そう効果が無いようになってはいますけども。それとやっぱり、料金を意識している所とではかなり違いが出ちゃっているのかなという気がしますけどね。それ自体は自然な感じに見えるんですけど。私なんかの個人的な生活感覚から言えば、やっぱりその指定袋があると、入れる物は考えますね。庭に捨てていくとか埋めていく物と、それは明瞭に区別していくと思います。あとはコンポストにしてしまうとかね。で、そういうのと、そうでないごみと、かなり差が出てきていると思うんですけどね。個人的には、ですね。人によっては違うのかもしれないですけど。
- (委 員) あの、さっきの説明があったんですけど、指定袋有料化制度の効果と言っても、実際には指定袋有料化の話と、資源ごみの分別化というのを同時にやっている自治体が多いのですね。だから、その効果が無視できない。だからその両方やっている、同時にやったものに対して減った分を有料化指定袋の効果だというのはちょっと無理があるのではないかなと思うのですけど。それまで分別していなかったものを新たに分別したのですから、その効果は絶対にゼロではない。別に有料化じゃなくても。
- (会 長) ここにあるのは、大体2割の減量になっているので、これやった自治体というのはその改革を一気にやったところなのだという気はするのですけど、いかがでしょうね。だから複合的な効果だとは思いますがね。ただ、複合的だということと、じゃあその有料化したごみ袋の効果が無かったか、ということとちょっと切り離さないともういかなという気はしますね。やっぱり効果はあったということが、みんな見ているということかと思うのですけど。どうでしょうかね。
- (委 員) やはり排出するごみの量は変わらないと思うのですけどね、それが有料化になることによって量は変わらないわけですから、どうするかというと、やはり細分化することを啓発して、そっちに持っていくことによって有料

のごみ袋のほうも効果が出るというような、やっぱミックスした対策をみんな実施してきたのだと。

(委員) 有料化だけ導入した自治体っていうのは、ほとんど無いと思いますよ。

(委員) そうそう、そうです。

(委員) 大体同時に、ごみの細分化をやっていると思うのです。栃木市もそうですけど。ただ、小山広域でいえば、すでに分別化はできるだけやっているわけだから、有料指定袋だけの効果を期待するのかどうか、ということですよ。

(会長) これほどまでは効果は無かろうということですね。

(委員) これくらい減るってみるのはちょっと甘いのではないかと思いますね。

(委員) 30%減るってすごい量ですよ。人口が同じだと仮定したら。ただ、結果は重量比で見たら、何のごみが多いのかというのを見たら、生ごみとかそういう系統なのではないですか。

(会長) そうでしょうね。

(委員) うん、ただこれ不燃ごみと粗大ごみが入っていたのですから。

(委員) だから、その辺りの効果を正確に測定するっていうのは、全部分けた資料が無い限り難しいのは事実だと思うのですよ。

(委員) 個人的には効果という意味では、袋の値段が100円とか、高い物を使うとなれば、それは大切に、ここにこう詰め込んだり、かさ張る物とか、圧縮しないで入れていた物をぎゅっと圧縮したり、あとは分別できるような物で出せる物は、資源ごみだったらお金が掛からないわけだから、そっこのほうに出すのだとか、そういう効果はあるのかなというのがあります。指定袋の効果は無い、ということはないと思うのですけど。

(委員) 圧縮しても重さは変わらないですよ。

(委員) 重さ自体は変わらないかもしれませんが。

(委員) ただ重さで出すと容積、容積、あ、このデータは重さで出している。ただみんなそうですよ。減量化というのは分かるのですけど。

(委員) 出すのを少なくしようっていう意識は働くのではないかなと思います。

(委員) 袋代として負担するわけだから、容積を減らせばきちんとした効果がある。

(委員) ただ、年間負担500円ですか。月に50円かからない。今はそれを積極的に世間でやって節約しようと思いますかね。そうしようとする人もいませんが。私はしますけどね。

(委員) プラごみは切断して破碎して、潰して振じって入れているでしょ。容積を減らすために。有料化だとそういうことになるから。

(委員) こういったことというのは、個人的にやったほうがいいとは思っていますけれども。私は今もごみ出しは自分で全部やっているのですけども、ごみ置き場がやはり不法投棄というか、そういう物もありますし、分別不良も

ありますし、それが余計加速してしまうのではないかって、それを非常に心配するのです。指定袋を使わないで置かれちゃうとか。結局それはそのまま置いて行かれちゃいますからね。そうすると、係の人がなんとかしなくてはならない。

(委 員) 今の有料化の狙いの一つとして、量を減らしたいというのが絶対条件としてあるわけですね。

(委 員) まったく無視をして、それを使わないで置いて行っちゃう。

(委 員) 今のごみを単純に見ると、要するにまだまだ出す人の意識が低いのは現実なのです。それで、本当はリサイクルできるごみが可燃ごみの中に入っているわけです。いっぱい。例えば、具体的に言うと答案用紙とか。あんな物までわざわざグチャグチャにして可燃ごみに出されているわけです。ああいう物は資源ごみとして出せるわけですね。そういう物の量というのはかなりあるわけですよ。それが存在してかさ張ってくるから、結論というのはどっか最後の方に言うのだろうけれども、市民への意識を、役所からの広報活動っていうのは大事だと思うのだけれども、やっぱりまだまだ意識が低いですよ。我々でも、この紙類の扱いについて「そうだったのか」と思う部分もありますからね。だから、今言われたように、粗大ごみっていうのは直接我々一般市民の中には関わって来ないのですよね。問題としては。でもこれ粗大ごみも入っていますからね。このグラフには。ちょっと粗大ごみなんて入れられると、一般的な家庭の市民として、ちょっとピンとこないところがありますよね。正直言って。だから可燃ごみとかそういう物だけのグラフがあれば、一目瞭然で分かり易いのですけどね。粗大ごみを入れられてしまうと。やっぱり一般的には。でも、問題としてはそこも減らさないと、中央センターとしてはそこも減らさないといけない。だから、それはまあそれで参考としていいとは思いますが。意識改革とかね。

(委 員) 一番難しいやつですね。

(委 員) みなさんお話出ているように、ごみの量って本当に変わらないと思うのです。有料化にしても袋を買うにしても。すぐ手に入るのは、市販されている袋のほうが手取り早く買うことが出来るし、自分の量が大体分かっているんで、こんなに大きい袋はいらない小さいのでいい、分別するにしてもこれがいかなって買うことになると思うのですけど。有料化だと2種類3種類、どれくらい作るのか分からないのですけれども、職員の手間の方がもっと大変じゃないかなと。それで、売るのも市販のお店にも置いてもらうとか、それにしても、費用もそれも掛かるのではないかなという気がするのですよね。ですので、有料化で、きちんと袋を買って入れてくれて、それで分別がどんどん進んで行くようであれば、よいのかなという気はするのですけども。ただ、みなさんから出ているように、本当に分別が

一番大事なのではないかなと、私は思っています。自分もなるべく、この最後の表を見させてもらったら、これは出せないのだとか、ということが細かく書いてあるので、一般の人がそれを見返して分別する。納豆のプラスチックは匂うから資源で出せないで燃えるごみに出すのだよと。今まで折角洗って出したのに、匂うからダメと言われる。そういうことが、本当に意識が足りないのかなっていうことなので、本当に、先ほどから言っているように、広報も大事なのかなと思いました。

(委員) 指定袋を使うことによって、指定袋には多分、こういった物を入れられますよってという表示が細かくされると思うのですね。それが一つの啓蒙活動にはなるかもしれない。

(会長) あんまり書いていなかったような気がしますけども。

(委員) 「燃やすごみ」だけですよね。

(会長) まあいろいろかもしれませんが。

(委員) そこに書いていない物は入れないっていうのはある、かもしれない。

(会長) そのへんはもうやり方ですね。

(委員) あの、ちょっとかなり戻りますけど、さっきのグラフでね、やっぱりこの不燃ごみ粗大ごみが、指定袋に入れて出しているような話になっているのですけども本当なのですかね。粗大ごみを袋に入れて出すというのは、確認したほうがよいと思うのですけど。

(会長) これは、可燃ごみの話ではないのですか。

(委員) 市の出している統計で、一緒くたになっていたから、その数字を使ったというだけなのですよ、きっと。

(会長) 共通項がある物をまとめた。

(委員) そうしたら、指定袋の効果とは、ますます言えないですよ。

(委員) それを実証できるような話ではないのではないですかね。

(会長) 1人の研究者の方が、公的な資料を使って集計をしたという、そういうことに尽きてしまうのではないですか。それをどのくらい粗大ごみの影響があるかっていうのは、それはハッキリ分かりませんが、どちらかという、指定袋のその金額によって、これだけの、130の市の相関関係を見たら、明瞭に出た、という報告ですかね。

(委員) だからその因果関係がはっきりしないですよ。

(会長) 因果関係は分かりませんね。一般的に2つのデータを突き合せたときには相関関係しか出ない。つまり両方がリンクして、傾向が出るかどうか分かってしまうので、そこに媒介変数などがあるかどうか、それは分かりません。一般にそれで理解してしまうのですけどね。

(委員) まあ社会科学ってそういうものですよ、大体。

(委員) 因果関係が明確じゃないとここはおかしいですね。何かと何かを持ってきて、こういう効果があるように見えたから関係あるのだという。要注意で

すよね。

(委員) 「正確にこういうふうになります」っていう弱点を参考として。

(委員) こういう条件でのデータです、と。

(委員) そうそう、そういうふうに捉える。

(会長) それはそうですよね。

(委員) 基本的には粗大ごみと、我々家庭で出す可燃ごみとは、当然別個に考えるわけですよね。粗大ごみっていうのはこれから有料化するか、金額の問題。そうでしょ、手数料。粗大ごみは一般の我々の自治会のごみ集積所には出さない。

(委員) 出せませうけれど。

(委員) 地域によって違う。

(委員) 野木町は出せない。

(委員) そうすると自分で持っていくのですか。

(委員) 持ち込み。今は持ち込みだよ。

(会長) 上尾市なんかは今、取りに来るように手続きを取る。

(委員) そうそう、連絡をすれば、予約すれば取りに来てくれる。

(野木町) 収運運搬の委託業者のほうに持っていくように頼む。委託業者に頼むので運搬料がかかる。

(委員) すいません、1個質問したいのですが、我が家とかは、やっぱりごみ袋を買って、それで出しているのですよね。レジ袋が有料化になってから。それで、レジ袋が有料化になってから、小山市って、大抵の家はレジ袋みんな買ってないと思うのですが、透明な袋を、ごみを出すときの袋として買っていると思うのですが、レジ袋が有料化になってから、小山市のごみっていうのは減っていますか。袋が有料化で購入するようになったので、それで排出されるごみっていうのは減っていますか。それとも変わっていませんか。だから有料化になっても、同じようにごみ袋買うと思うのですよ。うちも。今は市販のごみ袋を買っていると思いますが、今度は有料化になったら、指定の物を買うと思うのですが、レジ袋が有料化になってからレジ袋で出せなくなってしまったので、出せないというか、もう無いので、ごみ袋を買って、我が家では、というか半分くらいの世帯はそれで出している。とりあえず、減っているのかどうかというのを。

(事務局) 横ばいです。

(委員) レジ袋の辞退率が7割に増えたと言っているでしょ、あれはだから別に買っているわけですよ。スーパーでポリ袋を。だから全体として、じゃあプラスチックの袋が減ったかっていうのは微妙になってくる。本当に減っているかどうか。レジ袋は減ったかもしれないけど。何か袋で出さなきゃごみを出せないわけですよ。

- (委員) だから今ポリ袋を買って出していますけども、今度は有料化になったら、指定袋になったら指定袋を買うわけですよ、だから、今とそんなに変わらないのかなって。それで、レジ袋が有料化になったとき、あのごみ袋を買わなければいけないからみんな減っているのかな、とも思ったのですが、それはやっぱり変わらないのですね。
- (事務局) 一応、今回燃やすごみだけを減らしたいということで、燃やすごみだけ指定袋を作る予定です。そのためにやっているわけなので、そうすれば、燃やすごみ以外の資源ごみとかで出すようになるので、燃やすごみ自体は5,000トン減らす。
- (委員) 多分、袋を有料化してもそんなに変わらないと思う。なので、それとミックスして、細分化の啓発とか、そういうものをやらないと、中々難しいのではないかなと。
- (会長) そうするとやはり、啓発、PRということが重要そうですね。
- (委員) だと思います。分別の徹底を、啓発をやらないと。ましてや市販の価格でゴミを出すのですから、今と変わらないですよ。スーパーで買ってくる価格と一緒にですから。
- (事務局) 指定袋についても、まだ価格の値段の話とか一切していない。今後指定袋をどうしていくかで、今、先ほどもお話があったように、今出されているごみの中って、資料をご覧になった方もたくさんいると思うのですが、組成分析の結果でも、燃やすごみの袋の中に、実際であれば資源物として出せる、例えばお菓子の箱であるとか、ティッシュの箱であるとか、そういった物がたくさん入っている。あるいは、プラマークのついたきれいなプラの容器であったり、容器包装の袋であっても、分けるよりも、買い物をしてきて、炊事をして、そのまま燃えるごみの中にいれてしまったり、というパターンが非常に多い。そういった中で、指定袋を使うことによって、住民説明会する中で、そういった分別についても指定袋を使うことによって、改めてみなさまにお願いしていくことによって相乗効果を狙って行くというのが今回の狙いだと思うのですが。そういったことも、ご承知いただく中で話を聞いていただければありがたいと思います。
- (会長) この大きなグラフも、そういう活動と、この指定ごみ袋の有料化というのは、相成っているのでしょうか。1つの啓発活動になっているというところがあるのではないのでしょうか。かなりその社会的データなので、曖昧なところが多くて困ってしまうのですが、ある程度はこの効果というのがここで認められるということですので、この減量効果について、この内訳についてご理解を頂けたということによろしいのでしょうか。
- (委員) 多分、このグラフで、指定袋の効果で減量化したっていうのは無理がありますよ。
- (会長) まあこれと広報、あるいは啓発効果とを併せてということですかね。

- (委 員) 併せてですよ。どのくらい寄与しているかはわからない。
- (会 長) 寄与している度合いは分からない、というところでしょうか。ではそのような理解でよろしいでしょうか。
- (委 員) はい。
- (会 長) ありがとうございます。では、了解が、限定付きの了解ですけれども、あった、ということにいたしたいと思います。ありがとうございます。では、次の資料に進みたいと思います。

(4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

- (会 長) それでは『(4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について』事務局よりご説明をお願いいたします。
- (事務局) [議題1 (4) について、別紙資料8ページから9ページの説明。]
- (会 長) ただいまの事務局の説明について、委員のみなさまからご質問などはございませんか。
- (委 員) これについては、今燃やしているプラスチック製ハンガーとかそういうのも、リサイクル収集になるわけですね。
- (事務局) 本来であればクリーニング屋さんに戻していただく物ではあるのですが。
- (委 員) 汚れている物も含めて一緒くたんでいいわけですか。
- (事務局) 今の時点ではそういうことなのですが、その辺りもまだ区分が出ていないものですから。例えば、きれいにさせていただいて出していただく。今容器包装は洗って出していただいているのですけれども、そのような同じ流れになる可能性はあると思います。あとは再商品化の事業者によっては、「一部汚れていても別に大丈夫ですよ」とかいう業者も出てくる可能性はあります。
- (委 員) 今現在、汚れているような物は面倒くさいから、ほとんどの人は、汚れた物を洗うと水がもったいないとか何とか言うわけです。それで洗わないで可燃ごみとして処理される。それが先ほど仰っていた、中に混じっているとかそういう問題もある。
- (事務局) 本来でしたら分別していただいて、プラ容器に出していただければ、再資源化ということで、リサイクルにもなりますので、そうしていただきたいというところはありますので、各市町のほうでもそちらのほうは周知させていただいて、「なるべくどんどん分別していただくように」ということでお願いはしていくところでございます。
- (委 員) 先ほど言われた、今年6月よりプラスチック製品の再資源化様式が変わってというのは、これは周知されているのか。
- (事務局) 閣議決定で決まって、まだ具体的にはされていない。
- (委 員) うん、そうだけれども。

- (事務局) 国から降りてきていない状況ですね。
- (委員) 去年の6月に制定で今年の4月から施行です。ただし、「強制ではありませんが各自治体で取り組んでください」というのが法になっているのですけども。
- (事務局) なかなか本来の減量化からすれば、こういうところも利用してうまくできればいいのですけども。なかなか、どこまでを再商品化できるのかっていうところが見極めの難しいところがありますので。
- (委員) 理解したけれども、プラスチック製品の中に紙が入ると、6割がプラスチックで4割が紙だったら、それはプラスチックになるのですか。
- (事務局) そうですね。そういった問題もあります。
- (委員) そういうことも出てくるわけでしょ。今現在もそうなっているのだから。
- (事務局) だから純粹にプラスチック製品だけの物で、再商品化できる物があるかどうか。
- (委員) いや、たくさんあると思うのですよ。ポリバケツとかプランターとか。
- (事務局) 現在ポリバケツは燃やしています。
- (委員) 実施するのに検討が必要ということなのですけども、これは、容器包装以外のプラスチックって全部燃やすごみにしているわけですから、これをリサイクルに回せれば確実に減るわけですよ。これも是非やって欲しいのですけど、それで結局ですね、国の対応が遅れているとていうか、実際にもう行っている自治体がいっぱいあるのですよ。例えばですね、これ私4年前に調べた時点でなんですけど、東京都の港区、それから国立市、立川市、多摩市、日野市、あと埼玉県でいうと所沢市とか、福島県のいわき市とか、神奈川県は鎌倉市とか座間市とか。これらのところは、プラスチックを容器包装とそれ以外も全部回収しちゃう。燃やすごみとしてではなく。ただし一括して回収するところと、容器包装とそれ以外のプラを分別して回収するところがある。これあの4年前の時点でこれくらい行っている自治体もあるので、できないことは無いと思うのですよね。どうでしょうかね。
- (委員) 実際そのプラスチック自体が、たとえば難燃剤を入れたりとかして、かなり性状が、必ずしも均一じゃないのですね。だから現実問題として、それをまた減量に戻すっていうと、よっぽど出所がハッキリした物じゃないと、現実問題かなり難しいというのが実態だと思います。だからまああのかかなり幅広く考えて、今例えば化学会社が、ナフサに戻すようなこともいろいろ考えているみたいなので、まああの、言っていたようなリサイクル原理主義みたいになっちゃうと、かなり困難なことがあるのではないかな、というふうに私は思います。
- (委員) 今もやっぱりリサイクル技術って難しいらしくて、こういう物を集めて、どういう物に使われるかっていうと、目に見えないところに使っているの

ですね。例えば、車の左足を置くステップみたいなものがありますよね。

(委員)

フットレスト。

(委員)

うん、ああいう目に見えないところにしか使えないらしくて、やっぱり原油から作る物とリサイクルして作る物と、質がかなり違ってきて、それで私が聞いているのは目に見えないも物と、あともう一つは、混練り作業って言って、他の物といっしょに混ぜて、それを燃料の補助燃料として。主燃料は石炭とかね、ガスとかいろいろあって、その補助燃料として、混練り、他の汚泥とかと一緒に混ぜて、混練りして、補助燃料として使っている、というのは聞いているのですけども。なかなか今の技術ではやっぱり、プラスチックっていろんな種類の物があるので、品質が統一できないということ、なかなか難しい。

(委員)

ペットボトルよりは難しいものね。ペットボトルはそのままチップにして、ペットボトルにして、製品として使えるのですけどね。

(委員)

ただ、それは今の容器包装プラでも一緒に、いろんな種類がありますよね。それをみんなリサイクルやっているわけですから。

(委員)

ですからやっぱり、これはメーカーさんによって、「あのプラスチックは使える」とか。

(委員)

実際にこれやっているメーカーがあるので、だからこれだけやっている自治体があるわけですね。

(委員)

実際どういうふうに行われているかわからないのですけども。

(委員)

あの、一括回収しているところでは、実は大変なのですよ。その後選別するわけですから。それを行政の方で選別するので、かなり大変だと思うのですよ。だけど、多摩市とか日野市ではやっているわけですね。

(委員)

今ペットボトルなんかは最終的に業者が持って行っているけど、その前に中間処理業者の段階で裁断して洗浄して、それで納めてやっているわけですからね。最終的にはプラスチックなんかも、そういった形にしないとできないのではないですかね。役所頼りじゃできないですね。

(委員)

ペットボトルはね、元のペットボトルに戻す「水平リサイクル」っていうのですけども、それをやっていますから、それをやっている業者が小山にあるのですけどね。

(会長)

いろいろその、難しいお話が出ていますけども、組合のほうが検討を慎重にしていくというお話なので。実施時期について検討が必要だということ、様子を見ながら進められるということのようですが。

(委員)

積極的に進めて欲しいという希望です。他でやっている自治体があるし、これ、やれば確実に減るわけですから。

(会長)

そのあたりは、兼ね合いというか、なかなか難しいかと思いますが。今このお話を組合からいただいたわけですが、今後の進め方ですね、この考え方っていうのは、ご理解いただいたということによろしいでしょうか。

多分、この後の検討になると思いますので。はい。では、了解されたということで。ありがとうございます。次の資料に進ませていただきます。

(5) 禁忌品となっている紙類のリサイクル処理について

(会 長) それでは『(5) 禁忌品となっている紙類のリサイクル処理について』事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) [議題1 (5) について、別紙資料10ページから13ページの説明。]

(会 長) ただいまの事務局の説明について、委員のみなさまからご質問などはございませんか。

(委 員) この禁忌品って昔から古紙再生促進センターで、ずっとこの一覧なのですけれども、状況は変わっていると思うのですね。市民から疑問として出るのは、「リサイクルマークがついているのになんで燃やすごみにいれるのか」ということなのですよ。紙コップとか、カップ麺のカップとかですね。それから緑茶の紙カップだとか、牛乳パックは出せるのに何で他の物は燃えるごみにしてしまうのだと。それで今、禁忌品ってもっともらしく書いてあるのですけど、例えば、アルミコーティングしていても、今は、それをはがして、リサイクルする業者がいます。実際それをやっている自治体がありますよ。それから紙コップも、防水加工しているのですけど、それを専門にリサイクルしている事業者もあるのですね。で、やればできないことじゃないので、禁忌品っていうのをずっとこう、前面に出すのですけど、これに捉われないでやってしまうべきじゃないかなと。これもリサイクルに回せば、その分燃やすごみが減るわけですから。だからこれも取り組んで欲しいと思うのですけどね。あの、リサイクルしている事業者ご存知ないのですか。

(事務局) 組合では今現在一括で、紙とか布の可燃系資源物を全部合わせて入札で落札していただいている。

(委 員) あと、緑茶の紙パックなののですけど、これ燃やすごみなのですよね。だけど、これよく見るとね、底にテトラパックっていうマークが付いている。テトラパックっていうのは、これを専門にリサイクルする業者がいる。だから、そこへ持っていけばこれはリサイクルできるのですよ。あまり知られていないのですけど。だからそれなりに工夫すれば、燃やすごみではなくてリサイクルに回せる。その分燃やすごみが減る。そういう目で、分別の啓発だけじゃなくて、分別の仕方も含めて見直して欲しいという希望です。

(会 長) はい、ありがとうございます。そのあたりもご検討を。

(委 員) 11ページの「各市の紙製容器の分別区分について」の表なのですが、これに「宇都宮市・大田原市は紙パック」という分別区分が書いてあるのですが、その処理方法が、これを読んでも、いまいちどんなふう処

理をしているかっていうのが分からないのですね。足利市・栃木市・佐野市・真岡市っていうのは燃やしているのだからっていうのがわかるのですが。宇都宮市・大田原市っていうのは処理方法の欄を読んでも、処理方法がよくわからなくて。なんとなくリサイクルをしているような感じは受けるのですが。もしそうであれば、これを少し参考にさせていただいたら、リサイクルに回るのが増えるのではないですか。

(会 長) では、それはまた調べていただけますか

(事務局) はい。

(委 員) 宇都宮市はこれリサイクルしているのですか。

(事務局) ここに載っている物は可燃ごみとなる物です。可燃ごみがある市町を独自に抜いて、他の載っていないところは、区分があまり確認できなかったのですけれども。ここは基本燃えるごみということで、大田原市については「剥がした銀色フィルムだけ可燃ごみで、それ以外は剥がせば紙パックですよ」と。宇都宮市はそのまま防水加工がしてある紙で、燃えるごみという区分になっていますので、申し訳ありません。大田原市がフィルムを剥がして紙パックで出せば資源で大丈夫ですっていう。すいません書き方がちょっと分かりづらかったので申し訳ないのですが。そういう形になっていますので。「紙パックと同じ扱いですよ」というような形になっています。

(委 員) 宇都宮市の方は。

(事務局) 防水加工がしてある物は、燃えるごみと。

(委 員) これ燃えるごみなのですね。

(事務局) はいそうです。燃えるごみになります。書き方がちょっと分かりにくかったのですが。防水加工がしてあるこの中で、このヨーグルトの紙製容器、カップ麺の紙製容器で、防水加工のしてある物は燃えるごみという。書き方が悪かったのですけれども。

(委 員) 大田原市は市民のほうで剥がせと。

(事務局) ホームページに「剥がしてください」と、「出せますよ」というふうにしてありますので。

(委 員) ちょっとこれマーク付いているのですから検討してほしいですね。

(会 長) はい。よろしいでしょうか。では、そこに余地がないかを検討していただくということでお願いします。それでは他に無いようですので、禁忌品となっている紙類のリサイクルについて、お話いろいろいただきましたけれども。では、他に無いと思いますので、リサイクルのできない紙製品についてのご理解はいただいたということでよろしいでしょうか。

(委 員) それは今のまま変えないという意味ですか。

(会 長) いえいえ、今後検討するということですよ。では、了承があったということにいたします。ありがとうございます。それではこの件につきまして、

最後に全体を通して、質問はございませんか。

- (委 員) 栃木市の指定ごみ袋って、1枚いくらとか、どこかあるのですか。
(事務局) 市場価格なので、お店によって違います。大体45L1枚10円前後となっています。
(委 員) 処理料金を上乗せしないものですよ。
(事務局) そうです。単純指定袋制度というもので、処理料金が上乗せされていない。
(会 長) よろしいですか。
(委 員) はい。
(会 長) 他にありませんか。無いようですので、前回検討会であがった質問への回答に、ご理解いただけた、ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。では、前回の事務局からの説明と併せまして、指定袋制度の効果や、燃やすごみ減量化への取り組みが把握できたと思います。それでは次の議題に入らせていただきます。

議題2 燃やすごみ減量化施策の取組状況と今後の方針について

(事務局) [議題2について、会議時間の関係上割愛]

議題3 小山広域保健衛生組合の燃やすごみ減量化施策の提言(案)について

- (会 長) それでは『議題3 小山広域保健衛生組合の燃やすごみ減量化施策の提言(案)について』事務局よりご説明をお願いいたします。
(事務局) [議題3について、配布資料「提言書(案)」ページの説明。]
(会 長) それでは、みなさまにお諮りいたします。これまでこの事務局の説明と、みなさまのご意見多々ありましたが、これらを踏まえまして、事務局から提案のありました、燃やすごみの減量化の効果的な取り組みとして、今後指定袋制度を実施していくこと、指定袋の制度以外の、燃やすごみの減量化の取り組みを積極的に取り組んでいくこと。この2つを検討会として承認してよろしいでしょうか。
(委 員) 異議なし。
(委 員) ちょっと待ってください。指定袋についてはいろいろな意見が出たと思うのですが、今の時点で、これで行くって決められますか。
(会 長) 大体は前向きな意見だったと思うのですが、効果は一応はっきりとは分からないけれども、ある、という了解なのではないかと思うのですが。いかがでしょうか。
(委 員) みなさんそれでいいというのならばいいのですが、あの、私はもう正直に市民の意見を聞く必要があると思います。指定袋制度の可否について。
(会 長) それはあの、今後また説明会などもあるのではないかと思うのですが。
(委 員) いやあの、説明会じゃなくて、やるかどうかの意見を聞く。

- (会 長) この場はいろいろな方々が参加していただいて、ご意見を交わしているのだから、その意見としてまとめておく必要はあるのかなと思うのですが、
ども。
- (委 員) いやあの、検討会としてのあれもあるのでしょうか、ただ指定袋を導入するっていう話は、市民にはほとんど知られていないので、特にその、
市販価格でやるという。今議論している話ですよ。
- (会 長) 特にその、やるかやらないかというか、実施するかどうかの話なので、あ
との詳細はまた別かなと思うのですが、
ども。
- (委 員) いや、その実施するかどうかという話について、市民の意見を聞く必要が
あるのではないですか。
- (会 長) それはこの検討会の中でやることではないような気がするのですが、
ここは、いろいろな方々が集まっていたいて、その中での意見を決めよ
うという場なのではないかなと思うのですが、
ども。
- (委 員) だからあの、ここで合意すれば進めるわけでしょ。
- (会 長) この検討会では、そうですね。で、それに対して、じゃあ検討会が市民
に意見を聞けるかといえば、そういう権限はちょっと無いような気がしま
す。
- (委 員) すいません、後ろの資料で、「提言書 (案)」とありまして、そこに、ここ
の検討会の意見として、提言内容について、指定袋制度について実施する
こととか書いてあるわけですよ。ということは、この検討会として、指定
袋制度を導入すべきだ、して下さい。というふうになるわけですよ。
- (会 長) して下さい。というわけではなくて、提言して、どうですか、と。
- (委 員) 会長の名前でそういうふう書いてあるのです。提言内容。検討会として
の提言というわけですよ。だから、私たちが納得しないのに、提言書と
して、こうして下さいというのは、ちょっと時期尚早かな、と。もう少
し私たちに納得できるような、データなり、裏付け、説明をして欲しいな
ってというのが正直なところですね。
- (会 長) まあこの場というのは、全員で検討する場でありますから。
- (委 員) 今の資料だけでは、私はこの家庭指定袋制度を実施すること、「やってく
ださい」というのは、ちょっとまだ言えないのですよ。会長は言えますか。
会長の名前で出るので、
ども。
- (会 長) どちらかというと、だんだんこの、みなさんのご意見というのは、これを
前向きに進めていいのでは、という方向に行っているように思えたのです
けれども。
- (委 員) いや、でも、言っていますけど、でも個人的にはあれなのですけど、
この検討会のメンバーとして、市民に対して、説明できないですよ。もし、
「どうしてもこれ必要なのですか」と言われたら。今のデータでは。
- (委 員) 分別の徹底を啓発する。それはもうやるべきだと思いますよ。ただ、有料

指定袋制度については、市民の理解が必要だと思うのですよね。理解が。決まったからやれ、というのではなくて。それを一方的に説明するのではなくて。

- (委員) 今日あの、この提言(案)についての賛否を募るというわけですか。
- (会長) これは叩き台のようなもの、ということになるのでしょうかね。
- (委員) あの、実施スケジュールというのが議題4にあって、この中に、住民アンケートというのがあるのですが、これを是非やってほしいのですが。
- (会長) それは、必ずされると思います。
- (委員) だから、これをやってからだと思うのですよ。やるかどうか決まるのは。
- (会長) その前に、ここで方向性を出して行かないと、検討会自身の責任が果たせないと思うのですが。検討会は、この問題にご関心のあるいろいろな分野の方が集まって、そこで、「これはやったほうがいい」「こういうことをしよう」ということを、一応提言をするということを求められていますので。だから、その後で、その案について、今度は住民の意見、パブリックコメントをするというのがここに書いてありますから、必ずそれはされる。ということになると思うのですが。今の行政では大体そういうふうになっておりますので。ただその前に、考え方を、一応こういう第三者的なところで、揉んで、示してあげるといふ。それが普通のやり方で、それを踏襲していると思うのですが。
- (委員) あの、そうするとこのアンケートっていうのは何を聞くのですか。パブリックコメントの前にアンケートってありますよね。
- (委員) 1つだけよろしいですか。まず、今までお話を伺ってきた中で、有料指定袋ではなくて、まず、指定袋制度の導入をこの検討会でしていただいていると思っているのですが。「有料」指定袋制度ではなくて、指定袋です。ですから今、委員さんなども再三仰っているように、今現在は、みなさん袋を買っている、という中で、指定袋として買っていただくことについては、今もみなさん袋を買っているのだから、指定袋になっても買うのは同じだから、という考え方でよろしいでしょうか。私が思うに、有料化ではなくて、袋が指定袋になるということによって、その値段の付け方、差の付け方というのは今後の話で、指定袋で統一することによって、例えば、
- (委員) 全然違いますよ。それは違う。あの、有料になったから、意識的にごみを減らそうってなったっていう資料だから、指定袋があるからそれを導入するのではなくて、それを「有料」ということが重要なのです。
- (委員) ということは、指定袋ではなくて有料指定袋にするということ、
- (委員) を、議論していたのです。
- (委員) 私もそう理解していた。
- (委員) いやね、だから2段階なのですよ。
- (委員) 指定袋になって、有料の袋になると理解していた。

- (委員) うん。まず提案されているのが、市販の価格で指定袋を出すよ。という議論なのですよ。で、それに対して「効果あるのですか」という議論だったと思うのですが。
- (委員) まあ今日の議論の流れだと、最初の頃に1枚45L15円というような説明があって、まあそういう前提で、指定袋についての話っていう理解で私は今まで聞いていたのですが。
- (委員) いまの15円だって有料になるわけですよ。
- (委員) だから若干まあ上がるかもしれないけれども、15円程度。
- (委員) いやだからそれがね、燃やすごみを減らすための有力な手段になるのですか、ということなのですよ。手間とコストをかけて。
- (委員) いや、だけどそれについては、今いろいろ言ったように、今後の啓蒙活動とか、そういうのが関わってくるから、そう一概に決められるようなものではないけれども、仕方ないのではないのかなと思います。
- (委員) だから有料袋にするっていう方針と共に、じゃあ今後こういう啓蒙活動をしていきたいと思えますからっていう、提案も当然書いてありますよね。ただリサイクルのペットボトルのコンテナについても、いろいろ意見が出てくると思えますので、それについても同じやっぱり啓蒙活動とかも必要となってくると思えます。それも栃木市は有料の袋に入れている話もさっきありましたけれど、だから、いろいろあると思うのですが。実際に収集所に立って、見てみると、大変ですよ。
- (委員) だから提言内容の3は問題無いわけですよ。ただ1、2については、効果が本来あるのかどうかという中で決められるのかどうか、というのが疑問です。
- (会長) はい、あのいろいろご意見いただきましたけれども、大きな施策の前として、ちょっとずっと検討してきた中身を考えますと、ある程度の効果はみなさんあるとお考えだったと思うのですが。まあそれにはいろいろな限定が付いていたとは思いますが。でもこのデータそのものが、厳密にはなかなか検証できないけれども、という条件は付いていましたが、この減量に対して、指定袋というのはある程度役にたつのだろう、という共通認識があったと思うのですがいかがでしょうか。大体、お考えだったということで了解はされていると思うのですが。
- (委員) 指定袋制度よりも、分別の徹底させる啓蒙の方に全力を注いだ方が。
- (会長) それは両方なのではないかと。
- (委員) 結局、これはあれですからね。ここで提言すると、「指定袋をやる」ということになってしまう。
- (副会長) 私の方から言わせていただいてもよろしいですか。多分、啓蒙啓発というのが足りないというようなご意見だと思うのですが、各市町ではやっているつもりではあります。まあこれは今後続けていくと。で、これは指定袋

を入れたからということで、必ずしも劇的な効果というのは、仰るとおり、劇的な効果は期待できるかということ、なかなか難しいのかなど。多分、レジ袋等が有料になっている、という世の中にあっては、そういうことも考えられると思うのですが、だからといって、今まで啓蒙啓発をやったことなかったわけではないのに、第1・2回のおきの資料をご覧いただいて、非常にごみが増えている。これを止めなければいけないということで、事務局の方、広域の組合のほうで考えていただいた手法はこれである、ということですから、私は一歩踏み出してもいいだろうなと。決してマイナスということではないので、一歩踏み出すべきだなと私は思っております。で、住民アンケートというような、ご意見をいただきましたけれども、我々は諮問機関だと思うので。住民アンケートまでどうしてもやるということになれば、それはやらなくてはいけないのだとは思いますが、なくても、会長の権限で、広域の管理者宛に提言をしていただいくことは可能だと思いますし、受けた側の管理者の方で、やるかやらないかと、先ほどから話題が出ています、「議題4のスケジュールに住民アンケートが入っているのではないか」ということなのですが、これについても、管理者の方で、今日の意見を踏まえて、必要だ、ということであれば、導入についてのアンケートをとっていただくと、いうことでよろしいのだと思うのですが、ですから、今日、もし、みなさんのほうで指定袋、ご理解の方が「有料じゃなかったのではないか」というご意見もありましたけれども、私は最初から有料だと思って議論を聞いて、みなさんも多分、そういう理解のもとでお話し合いをしてきたのだと思うのですが、それを含めて、提言書ということで、取りまとめをいただいて、先へ進めれば、というふうに考えております。

(会 長) ありがとうございます。

(委 員) あの、この議題4のスケジュール(案)ってというのは提言書とは別なのですか。

(会 長) これは別ですよ。はい、これは議題4ですから。

(副会長) これもまたみなさんにお諮りするのですよね。(案)だから。

(事務局) 内容については、具体的に制度をいつ始めるかというのは未定です。こういったものを行った方がいいよ、という話があれば追加していきます。

(会 長) この、市民の方々への意見というのは、当然聞かれていくはずなので、それについては、ここでは考慮しなくてもいいのかなと思います。検討会には検討会の役割がありますので。

(委 員) あの、市民の意見を聞いたときに、市民のほうから指定袋制に疑問の声が出た場合どうするか。これはもう決めちゃったのでやるのだとなるのですか。

(会 長) いえ、私たちの場合はですね、ここの立場というのは、組合が行う施策、

行政に対して、アドバイスをすると。諮問されたことに答えるということになりますので、その先は行政の役割だと思っています。私たち自身が、アンケートを行うというのは、その権限が無い。

(委員) 必要だ、ということは言えるのでしょ。

(会長) 必要ですよ。それは勿論。市民の意見を聞かなければ、実際の行政というのは、あまり行ってはいけないとは思いますが。

(委員) ただそのときに、指定袋制度をやると決めてしまうと、議決してここで決めてしまうわけですよ。

(副会長) 決めてはいないですよ。この場の議論として、我々の立場として、指定袋がいいですよ、と言っているだけであって、決めるのは、先ほどから会長が仰っているように行政の役割なので。管理者ですね。それを決めるのに、パブリックコメントが必要であるということであれば、それまでの間にアンケートをやればいいということのこと。それで否定されれば、住民の方々からの賛同を得られなければ、その結果をもってどういうふうにか考えるかと言われれば、行政側の責任であると思うのですよ。我々の検討会の役割では、それは会長の仰るとおり、違うと思います。

(委員) 市民の意見を聞くところまでは我々考えなくてよいということなのかね。

(副会長) そうだと思います。

(会長) ここにおられる方々は、市民の立場というか、いろいろな専門的な立場、分野ごとの立場というのを代表されておられると思うので。

(委員) そういう対場で意見を言っています。

(会長) ええ、ですから、それに対して市民のフラットな全体の意見というのは、また行政側で検証されるということになるのだと思うのですが。それは必ずそういう場を設けられると思うので、そこのところはあまり心配する必要は無いと思うのですが。

(委員) ただまあ基本的にはこれ管理者が受けるわけですよ。管理者に「これはやめろ」と否定されることは無いと思いますけど。

(委員) 提言ですから、あくまでこの検討会の中で、検討会としては、例えば、指定袋、導入部分ですけども、それが例えば、指定袋だけではぬるい、であれば、有料指定袋にするのだ、ということであれば、それはこの提言の中に盛り込んでいくということも可能なのです。ですからまずは、指定袋というのは取り掛かりなのだと思います。その中で、全国的に指定袋を使ったことによって、効果はあるのだということが、みなさんの中には、全然そんなのはわからないのだと仰っているかたもいらっしゃいますけども、でもいろいろなデータから見ると、まず、有料指定袋ではなくて指定袋でも、減る可能性があるという。まずは取り掛かりの位置として、指定袋を使う、ということで、提言するそれの中で、「指定袋で足りない部分は、

今後有料化ということで検討していく」というふうな提言にすれば、それはそれでまた、提言の作り方の話だと思います。ですから、いろいろな工程があつて、その指定袋だけではできないだろうということであれば、この文言中に盛り込むその文言についても、あくまでも（案）ですから、ここに盛り込むことはみなさんのご意見で可能です。そういったことを話し合うのが次の段階だという。

(委員) 有料化を盛り込んでくれと言っているわけではないのです。有料化そのものは。

(委員) 野木町は既にその指定袋を使っているわけです。生ごみに対しては。それは有料なのです。だから指定袋にするということは、私は有料だと思つていて。最初から。それはだから、我々思い込んでいたところなのですけど。

(会長) 最初から「いくらいくら」というのは出ていたので、そういう前提で聞いていましたよね。

(委員) うん、だからただの指定袋だけにするっていうのは何の意味があるのかわからないのですけど、それは次回、

(委員) いや、だから市販価格で指定袋を出すことによって、

(会長) あの、有料化ということは、その金額によっては、何が含まれているかというのが変わりますから、その検討は当然後で入るわけですよ。だから、別に有料無料と言わずに、指定袋といえばそれで済むと思うのですよね。とりあえずは。

(委員) まあ、たまたま野木町は生ごみを指定袋で有料だつていうのをずっとやってきたから、思い込んだのかもしれないです、

(会長) いや、私もそうなのです。

(委員) そうすると生ごみを捨てる他に、燃やすごみを捨てる袋も指定袋に。

(委員) いやそれは、可燃ごみはレジ袋でも何でもそういう袋で出している。

(委員) 今はね。

(委員) 今。

(委員) だから、野木町にとっては指定袋が2種類できることになる。

(委員) うん、だから指定袋に関しては生ごみを出していて、有料袋という理解をしている。

(委員) 有料っていうのは10円でも70円でも。

(委員) うん、買えば有料っていう理解。

(委員) 10円でも70円でも全部含んだ意味。

(委員) だから指定袋っていうのは個人に配給する意味ですか。

(委員) いやいや、市販するわけですよ。ただ、市販の価格で売るから、費用負担は変わらない。だから逆にそれで効果はあるのかつていう。

(委員) 概ねあれですよ、結局、他の自治体の例とかみて、導入したところの、それはね、ものすごく精緻なデータに基づいて説明されたかどうかは別に

して、ある一定の減量効果は認めて然るようなデータが出ていたということなので、それについてはまあ導入する方向でよろしいのではないですかという話だったわけですよ、結局。

(会 長) そうですね

(委 員) 野木町がもう明らかに可燃ごみの中に生ごみが入っていないから、その分だけ可燃ごみの減量はされているわけですよ。だから、生ごみが入らないことでごみ自体は燃えやすくなっていると思いますよ。野木町の可燃ごみは他市町の生ごみを混ぜるごみよりは、燃料は少なくて済むと思うのです。その分CO2の削減にもなっている。その点では。

(委 員) 指定袋っていうのは焼却に掛かる費用分が有料化。有料はその分が含まれて袋を購入するということなのですよ。それは単に今の指定袋だと、さっき評価していた、市販とそんなに変わらなく、有料化は料金で変えるという理解してよろしいのかなと。

(事務局) ちょっと補足説明させていただきたいのですが、単純指定袋制度と有料指定袋制度、2種類ありまして。有料の方が、ごみ処理費用が含まれたもの、単純のほうに袋にごみ処理費用を入れない、2通りの指定袋制度というものが、他の自治体で行っている制度になります。

(委 員) ここで言っている指定袋制度はどちらですか。

(事務局) まずは単純指定袋制度、ごみ処理の費用を含んでいない制度。大抵45L1枚10円前後の値段で流通するようになる。

(委 員) 市販袋の値段で、一般で売られている価格で出すというのが指定袋制度。

(委 員) 費用の入らないやつ単なる袋代ということで、ここは提案するのですよね。

(事務局) そうです。まずはそれで。

(委 員) 家計負担が増えるわけじゃないよという、そういったことですよ。

(事務局) はい。もしそれで減らなかった場合、有料袋を導入するかどうかという話を、こちらでしていただいていたと認識しております。

(委 員) 指定袋制度の導入については、私は検討した結果、提案してよろしいのではないかと思っている。

(会 長) はい。委員からそのようなお話がありまして、他の委員からも前向きなご意見があったのですが。

(委 員) 1つ心配しているのが、指定袋を市販袋で出した場合に、最悪効果が出なかった、という可能性があるのですよね。すでに細分化していますから。そうすると次は値段を上げるしかない。という方向に行ってしまうと思うのですが。その有料化に際しては、県からのごみ処理基本計画、あれの各声で、反対の意見がかなりでたわけなのです。市民から。そこをちょっと心配しているのです。その指定袋で本当に効果が出ればいいのですけれど。

(委 員) 今までの会議の中でも、指定袋の効果という意味合いで、全国的な例だけではなくて、今レジ袋が白で見づらいということで、違反ごみはかなり出ている。そこで透明な指定袋にすることによって、違反ごみも減るだろうということが前回話の中で出てきている。その中で、先ほど申し上げましたとおり、ただ単に指定袋導入だけではなくて、提言等で入れば、もっと細かく、市町に対して指定袋の説明をすると同時に、先ほど申し上げました燃やすごみ袋の中に、資源となる物がいっぱい入っているという現実があるわけですから。そういったことも含めて説明会をする中では、説明をしていくということを提言に盛り込んでもいいのではないかと。やることによって、まずは指定袋として効果を高めるための方法として、そういったことも盛り込むということもよいのだと思う。そういったことを考えていただく。まずは取り掛かりとして、指定袋を使うことなのだ。それが今回も皆さんにお願いしていると、私は思っていたのですが。まずは取り掛かりを作らない事には、今まで、先ほど副会長からも話がありましたけれども、分別については各市町、いろいろな形でやってきました。ただ、それが未だに守られていないという現実の中で、「ではどうするか」、であれば、まずは指定袋を導入して、その中で併せて再度説明して、みなさまにご理解いただくということで、今まで分別が曖昧になっていたものを明確にする。そういったことも含めた提言をしないことには現状も変わらない。ですから、何度も申し上げてしまいますけど、あくまでも提言書の中で、各市町に対して、「こういうことをやらないとごみが減りませんよ」と。それがこの検討会の中で提言として出すわけですから、その提言の中でそういったものを盛り込むことによって、再度市町に対して分別の徹底、そして指定袋を併せて効果を出すための住民説明をしていただきたいということも盛り込んで行けばよろしいのではないかと私は思うのですが。

(会 長) 今出ました、指定袋を透明にするだとか、そういう話は、これから決めていくのですね。それとも決まっているのですか。

(委 員) 指定袋って透明な物なのですよ。全国的に。

(会 長) 半透明もありますよね。

(事務局) カラス除けで黄色い物を使っていたりとかもあります。

(委 員) ただまあ、元々事務局の説明の中では、中がレジ袋だとかなり白くて、中が分別されているかも、見えないかも、というところを、中が見えるような袋にする、という話があったと思うのですがね。私はそう理解していたのですが。

(会 長) 大体あの、指定袋って中身は透けて見えますよね。いろいろ兼ね合いはあるとは思いますが。

(委 員) まあその指定袋の種類とか、どういうふうにするかとか、あるいは値段に

- つについては今後の話なのだと思います。まずは取り掛かりとして、指定袋とそれと説明会によってさらに分別を徹底お願いしていくというのが、今回の検討会での話し合いなのではないかという話だと思っていたのですが、
- (会 長) 大体ご理解というのは出尽くしていると思うのですが、この提言内容というのはいかがでしょうか。多くの方々は、まずはこれを基軸にやってみたらどうだろうか、と仰っていると思います。それに対して、何か修正をするような形でも、お話があれば、修正するべきかと思うのですが。特にその書いてある内容は、具体的なこの細かいことは書いていないので、後でそれを検討されればいいのかと思いますけども。いかがでしょうか。よろしいですか。
- (委 員) はい。
- (会 長) では、すいません。もし、これである程度納得を頂けるというのならば、このような提言書という形でまとめたと思いますけども。よろしいですか。ありがとうございます。一応この提言書はまとめたということにさせていただきますたいと思います。では、これ事務局からお作りいただいた提言書で、
- (委 員) あ、すいません今読んだのですが、提言書の1番で事業系の指定袋制度とあるのですが、これやるのですか。家庭じゃなくて。
- (事務局) 事業系が先ですね。
- (委 員) 事業系もやるのですか。家庭系だけだとずっと思っていたので。わかりました。
- (委 員) 事業系って事業系一般廃棄物ですよ。
- (事務局) はい。そうです。
- (会 長) 最初から、その何が効果あるかと検討していたと思うのですが。よろしいでしょうか。
- (委 員) 私は事業系の意見をやる立場ではないのですが、事業者の方から特に意見は無いですね。
- (事務局) 事業者自体は既に有料化になっていまして、袋がやっぱり今はバラバラ。紙袋で持ってきてしまうところもありまして、
- (委 員) 袋を指定するようになるというだけ。
- (事務局) はい。把握できないところもありますので。そういうところは指定袋制度になって、ある程度量は各事業者さんも減量化の取り組みはしやすくなるのかなとは思うのですか。
- (事務局) 資源物については差を設けて、資源物のほうに回してもらおう。と、考えております。
- (事務局) 今混載でやっております、事業系の紙とか、生ごみが混載で来ているところはございますので、その辺りのところを分別していただくような意識付けができるのかなというふうに考えております。

- (委 員) 事業系については処理料金を含んだ有料指定袋ということですね。
- (事務局) はい。そうです。
- (委 員) ここが家庭用と違うと。
- (事務局) 現状は家庭の方は、無料でOKしています。事業は10kg250円で設けています。それを基本に袋を導入したいと考えております。
- (委 員) すいません、提言書の文章を、全く今チェックするのですか。または別の機会に、この中身については。
- (会 長) 一応ですね、これは1月18日付で提言書をまとめる形になっていますけど。
- (委 員) じゃあ中身は聞いてみないとなんとも
- (会 長) そうですね。じゃあちょっと読み上げていただくとありがたいです。
- (事務局) [提言書(案)の読み上げ]
- (委 員) 再三申し上げているのですが、この指定袋制度でゴミ減量化が、本当にゴミが減っているのかどうかというのが、未だにまだはっきりとはしないと私は思って、理解できていないので。ここを「検討会でゴミ減量効果が得られている」と言い切られると、非常に「私はそういうふうには思っていない」と言いたくなってしまうので、「ゴミ減量効果が期待できる」とかですね、もう少しこう、言い切らない言葉がよい、という提言が1つ。もう1つは提言内容が「削減目標を達成するため家庭系指定袋制度を実施すること」とありますが、「削減目標を達成するため『の』」と入れていただくと、制度そのものをフレキシブルに、これからもまた考えていけるのかなという気がするのですが、『の』と一言入れていただくと大分違うと思うのですね。
- (会 長) いかがでしょうか。では、そのとおりに変更させていただきます。
- (委 員) 1つ伺いたいのですが、事業系っていう、事業系の仕分けなのですが、みなさん考えている事業所っていうのは、例えばコンビニとか工場とか、そういうのを考えているのか、あるいは事業っていても個人事業者もいるわけでしょ。例えばちょっとした塾を運営しているとか、そういう人たちも厳密には事業者にしてしまうのですか。
- (事務局) そうです。
- (委 員) そうすると、事業所に対しても、指導としては、子供たちの答案用紙とかも出すわけですね。可燃ゴミとして、指定ゴミとして出してもらおう。そうすると明らかに個人事業者だから、それに対しては我々が説明をして、「事業者として出してください」と説明してもよろしいですか。
- (事務局) 現在でも、個人事業主も、直接搬入された場合には、個人事業でも有料にしています。
- (委 員) 住民のゴミステーションに出すわけですね。
- (事務局) 個人的には出せないですね。事業者の方は。

- (委 員) そういう理解でいいのですね。
- (事務局) 収集所は市町の管轄になりますけど、出せないと思うのですが。
- (委 員) いいですよ。そういう理解で。確認したいのですが。
- (事務局) よろしいかと思います。
- (委 員) 今現在も事業系一般廃棄物って自分たちで業者に出さなければならないというのは法で決まっていますよね。
- (委 員) なかなかね、個人の小さい事業者は守ってくれないですよ。
- (会 長) その辺りは、やっぱり現実には。
- (委 員) だからそういのは啓蒙活動が必要になってくると思います。ま、いろいろありますよ。細かいことは。今はあの資源ごみは混プラの問題もありますし。
- (会 長) (案) ですと十分な啓蒙を求めていくことってなっていますけど、多様な努力をすることって必要になってきますよね。行政側が。それではですね、この提案の提言(案)について、お伺いを改めてしたいと思います。よろしいでしょうか。
- (委 員) 3が「その他のごみ減量化政策を積極的に実施すること」とありますけれども、これまでの議論のとおり「積極的に実施する」と書かれているのでいいと思うのですが、付け加えているような印象がありますので、表現が、どうにかできないかなと思って。例えばですね、「導入の前提として、その他の施策についても積極的に実施すること」とか、少し重みがあってもいいかなと思いますけども。
- (副会長) 私も同じように考えていたのですが。もう1個提案があるのですが、減量化して行くというのが3番目に来ているので、今日のこの今までの議論を考えていると、これが1番なのではないかな、と思うのですが。これを1番先に持ってきていて、それで削減目標を達成することというのが2番3番に繰り下げるというのが、今日のみなさんのご意見を聞いていると、それが一番しっくりくるので、仰られたように、付け加えたみたい。「その他の」を取ってしまって、変えていただいて、そういうことでいいかなと思うのですが。
- (委 員) そうすると1番目に「10項目の施策を実施すること」とする。
- (委 員) 今の案はいいと思うのですが。でも、「その他の」という代わりに、例えば、「ごみ分別の徹底と拡大」とか、資源物。
- (会 長) 徹底と分別の拡大ですね。
- (委 員) うん、それ以上のやつを徹底だけになっちゃいますから。
- (会 長) えーでは、10項目というお話とどういうふうに繋がりたいですか。
- (委 員) 10項目の中には指定袋も入っているのですよね。
- (会 長) では1番に「ごみ分別の徹底と拡大の、ごみ減量化施策を積極的に実施すること」2番が「削減目標を達成するための指定袋制度を導入」。

- (委員) あ、先ほど言われた減量効果が得られているという言い方は、もうちょっとぼかして欲しいのですが。確認されていないですね。可能性があるとか、期待できるとか、そういう表現がよい。
- (会長) ではそこも読み上げてしまいますね。「2. 燃やすごみ減量化の方向性、このような現状を踏まえ、燃やすごみ量5,000トン削減を達成するためには、本検討会でごみ減量効果が期待できる、指定袋制度の導入可否を検討した結果～とする」。まずそこはそれでよろしいでしょうか。では提言内容に移りますが、1番が「ごみ分別の徹底と拡大など、ごみ減量化施策を積極的に実施すること」。2が「削減目標を達成するため～」、これは、もう一つのほうが家庭系の方に『の』を入れるのであれば、両方入れた方がよい感じがするのですが、『の』を入れたらどうでしょう。
- (委員) どちらかに統一した方がよいですね。
- (会長) では、『の』を入れて、「削減目標を達成するため『の』事業系指定袋制度を実施すること」。3が「削減目標を達成するため『の』家庭系指定袋を実施すること」。というふうになります。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
- (委員) 1番にあげたごみ減量化施策は、今叫ばれている食品ロスがあると思うのですよ。それを踏まえると、発生抑制と再利用の推進とか入れてもらえたらよいかなど。
- (会長) 発生抑制。
- (委員) 食品ロスがいっぱい出ている状態の減量化に繋がるのではないかなと思うのですが。
- (会長) そうすると文言としては、食品ごみの、
- (委員) 宇都宮市では、「発生抑制と再利用の促進」ということで、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスの削減とか、あとは普及啓発という3つ方針で上げているのですが、
- (会長) そうすると食品という文言はいらなくて、「ごみの発生抑制」という言葉ですか。
- (委員) 食品ロスを減らすためには、食品と入れた方がよい。
- (委員) そこまで具体的に書く必要がありますか。それだったら、発生抑制だけでなくリユースもありますし。
- (委員) わかりました。今の案は無しにしてください。
- (会長) では、すいません、今の案は撤回ということで。では、「ごみ分別の徹底と拡大など、ごみ減量化施策を積極的にすること」。これを1番にすることということでよろしいでしょうか。
- (委員) 結構です。
- (会長) はい。ありがとうございます。それでは今、意見も一応でましたので、管理者宛に提言を決まったとおりに修正と同時に出したと思います。ありが

とうございました。それでは次の議題に進ませていただきます。

議題4 指定袋制度実施スケジュール（案）について

(会 長) それでは『議題4 指定袋制度実施スケジュール（案）について』事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) [議題4について、配布資料「指定袋制度実施スケジュール（案）について」ページの説明。]

(会 長) ただいまの事務局の説明について、委員のみなさまからご質問などはございませんか。

(委 員) 提案書の前の17ページのB4に家庭系ごみ（有料）指定袋制度となっているのですが、これは指定袋ではなくて有料の指定袋という意味なのでしょうか。

(事務局) このスケジュールは広域と市町で検討している中で、このようなものが考えられるからということで出した10項目になっていますね。で、家庭ごみ有料化となっているのは、有料指定袋というのを最初から導入するのではなくて、指定袋制度で導入することで検討しているということです。

(委 員) 有料って書いてあるので、ちょっと紛らわしいかなって。

(会 長) ここだけカッコになっているので。

(委 員) 事業系はもう有料になっているのですけれども、家庭系も最初から有料に方向性が出ているような。

(委 員) なんか有料ありきみたいになっているから削ってもいいのではないですか。いま議論している話で言えば。

(事務局) そうですね、では削除する形で。

(委 員) はい。

(会 長) はい。削除してください。それではそういうことにしたいです。他に何かございますか。無いようですので、事務局からご提案があったように組合と市町がスケジュールを議論して、次回の検討会に提出していただきますよう、よろしく願いいたします。以上をもちまして本日の議論はこれにて終了いたします。これにて議長の職を降ろさせていただきます、ありがとうございました。

○その他

(1) 次回の検討会の日程について

- ・令和4年5月又は6月を予定する。（コロナの影響を考慮し、決定次第連絡する。）

○閉会

(事務局) 以上を持ちまして、令和3年度第3回小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会を閉会いたします。ありがとうございました。